

非常災害及び交通機関の運行に支障がある場合の措置について

1. 台風等の非常災害（爆弾低気圧も含む）が予想される場合

- ① 泉州地区又は生徒各人の居住する地域において午前 7 時の時点で「特別警報（すべての種類。以下同じ）」が発表されている場合、臨時休校とします。
 - ② 同地域において、「暴風警報」（以下、「警報」とする。）が発表されている場合
 - ③ 警報等が解除されたにも関わらず、原則として信太山駅を含む区間で、JR 阪和線（羽衣支線を除く。以下同じ）が運転見合わせの場合
- ②、③のいずれかの場合、次のような措置をとります。

警報等の解除や 運転再開の時刻	通常授業の場合	短縮授業の場合	定期考査の場合
午前 7 時まで	平常通りの授業	平常通りの授業	定刻で実施
午前 8 時まで	3 限目より授業	3 限目より授業	10 時 30 分より 1 限目以降の考査を実施
午前 10 時まで	午後の授業	臨時休校	臨時休校 考査最終日の翌日に実施
午前 10 時以降	臨時休校		

なお、行事日（全校集会、体育祭、文化祭等）における措置については別途、連絡します。

- ④ 警報等が解除されたにも関わらず、南海電鉄及び、泉北高速鉄道のみが運転見合わせの場合、次のような措置をとります。

運転再開の時刻	通常授業の場合	短縮授業の場合	定期考査の場合
午前 7 時まで	平常通りの授業	平常通りの授業	定刻で実施
午前 8 時まで	3 限目より授業	3 限目より授業	
午前 8 時以降			

なお、授業時間中に「特別警報」・「暴風警報」のいずれかが発表された場合、終業時刻の繰り上げ等の措置をとります。

2. 人身事故や局地的な大雨等により JR 阪和線、南海電鉄、泉北高速鉄道のいずれかが運転見合わせ、または大幅な遅延の場合

運転再開の見込時刻や生徒の登校状況により始業時刻を繰り下げる等の措置をとりますが、振り替え輸送や迂回経路を利用するなどの方法で、可能な限り登校してください。

なお、遅刻等の出欠の記録は、原則として鉄道会社発行の延着証明書で確認しますので、延着があった場合、信太山駅や途中の乗り換え駅で延着証明書を受け取ってください。ただし、混雑等で延着証明書を受け取ることができなくても、登校の上、授業担当の先生に申し出てください。

3. 定期考査時は、普段より時間に余裕を持って登校するようにしてください。